

群馬県立館林特別支援学校スクールバス運行業務委託契約書（条項案）

群馬県立館林特別支援学校長 岡田 明子（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、群馬県立館林特別支援
学校スクールバス運行業務について次の条項により契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、群馬県立館林特別支援学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒
（以下「児童生徒」という。）を輸送するため、スクールバス運行業務（以下「本
件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（目的）

第2条 スクールバスを運行し、学校の児童生徒の通学における安全確保と利便及び
校外行事等の利用に供することを目的とする。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までと
する。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額
円）とする。ただし、各会計年度における委託料の支払額は、
次のとおりとする。

令和8年度	円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和9年度	円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和10年度	円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和11年度	円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和12年度	円	
	（うち消費税及び地方消費税の額	円）

（実績報告及び検査）

第5条 乙は、毎月10日までに前月に実施した本件業務に関する実績報告書を甲に
提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するもの
とする。

2 甲は、前項の実績報告書を受理した日から10日以内に、本件業務の実績につい
て検査を行うものとする。

（委託料の請求及び支払）

第6条 委託料の支払いは、第4条に定める各会計年度における支払額を月割で支払
うこととし、その金額は「支払内訳書」のとおりとする。

2 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、前月に実施した本件業務に関する委
託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日
から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第7条 甲の責めに帰すべき事由により前条第3項の支払期限までに委託料を乙に支
払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料
に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条
第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

（契約保証金）

第8条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託内容)

第 9 条 本件業務の内容は、別に定める「群馬県立館林特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

2 乙は、前項のほか甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、本件業務を処理するものとする。

(運行日)

第 10 条 バス運行日はあらかじめ甲の指定する日とし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び学校の長期休業日は運休日とするが、学校行事等の都合により運休日に運行する場合は、甲はあらかじめ乙に通知するものとする。

(委託業務の時間等)

第 11 条 乙が本件業務を実施する時間は、原則として 7 時 40 分から 16 時 50 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の業務により必要があると認めたときは、前項に定める時間外または休日において、その都度乙と協議して本件業務を行わせることができる。

3 乙は、車両の運転について、原則として「スクールバス運行計画書」及び「時刻表」に基づき行うものとする。

4 乙は、前項の計画書等に基づき、乗務員を記載した書類を提出するものとする。

(施設等の使用)

第 12 条 乙は、本件業務の履行に必要な甲の作業場所等を甲の指示に従い、無償で利用できるものとする。

なお、施設等の使用に当たって、乙は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(責任者の選任)

第 13 条 乙は、本件業務に関して、従事者の指揮監督及び甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(指示及び監督)

第 14 条 乙は、本件業務の履行に当たり、甲の総括責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。

(遵守事項)

第 15 条 乙は、児童生徒の輸送に当たっては道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)その他関係法令の規定及び本契約書の趣旨を遵守し、甲又は甲の指定する職員の正当な指示に従い、誠実に本契約に定める事項を履行するものとする。

2 乙は、児童生徒の輸送に際し事故その他緊急の措置を要する事態が発生したときは、その状況を速やかに甲に報告しなければならない。

3 乙は、事故その他の理由により児童生徒の輸送を中断したときは、速やかに輸送継続の手続きを講ずるものとする。

4 自然災害その他やむを得ない事由で甲若しくは乙が運行中止又は運行時刻の変更を求めようとするときは、速やかに相手方に通報し、甲乙協議の上変更することができる。

(安全輸送)

第 16 条 乙は、本輸送の遂行にあたっては関係法令を遵守するとともに、輸送する児童生徒が障害児であることを十分承知し、安全輸送に万全の注意と措置をはらわなければならない。

(秘密の保持)

第 17 条 甲及び乙は、本件業務の遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

- 3 乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報保護）

第 18 条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報（個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、本籍地等の基本的な情報はもとより、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）については、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（業務の調査等）

第 19 条 乙は、乙の乗務員について、本件業務に就業するまでに甲が必要とする資料等を提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して本件業務の実施状況の調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 3 甲は、前項の調査又は報告により必要と認めたときは、本件事務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができる。

（事故等の報告）

第 20 条 乙は、本件業務の履行に関し事故等を生じた場合は、道路における危険を防止する等必要な措置を講じ、直ちに甲に事故等の状況を報告し、善後処置 について甲と協議するものとする。併せて書面での報告を行うものとする。

（変更の届出）

第 21 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

（再委託の禁止）

第 22 条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託することができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 3 乙は、第 1 項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡）

第 23 条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめ承諾した場合は、この限りではない。

（契約の解除等）

第 24 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難さ

れるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、第1項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（債務不履行の場合の損害金）

第26条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（一般的損害）

第27条 本件業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（履行不能の場合の処置）

第28条 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

（損害賠償）

第29条 乙が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責を負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

（損害賠償の免責事項）

第30条 甲は、旅客の障害に起因する発作やパニックなどの行為により、輸送中に乙の車両に損害を与えても、それを賠償する責めを負わない。ただし、甲が故意又

は重過失によりそれらの行為を誘発した場合を除く。

(違約金等の遅延利息)

第 31 条 乙が、第 24 条第 2 項並びに第 25 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 32 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(契約の変更)

第 33 条 甲の都合により必要があるときは、甲、乙協議の上本契約を変更できるものとする。

(契約の費用)

第 34 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 35 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 36 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 37 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 名 群馬県館林市上三林町 5 7 9 - 1
氏 名 群馬県立館林特別支援学校長 岡田 明子

乙 住 所 名
氏 名